

インフルエンザ経過報告書

そらまめ保育園 園長様

医療機関記入欄（医療機関での記入が難しい場合は保護者が記入）

受診医療機関名	医師氏名	印
発症日： 年 月 日	診断日 年 月 日	
診断型 インフルエンザ（ A型 ・ B型 ・ 不明 ）（該当する項目に○を付けて下さい）		
処方薬：イナビル・リレンザ・タミフル・ゾフルーザ ・ その他（該当する項目に○を付けて下さい）		

保護者記入欄

体温の経過（病状が長引く場合には、裏面の余白などを使い、記入してください）

	体温測定日	測定時間：体温（朝）	測定時間：体温（夜）
発症日	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
1日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
2日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
3日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
4日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
5日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
6日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
7日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
8日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度

上記の通り、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過しましたので、出席停止措置の解除をお願いいたします。（保護者記入）

年 月 日 保護者名 印

組 氏名

※ インフルエンザは学校保健安全法施行規則第19条第2項により、で出席停止疾患とされています。

※ 医療のひっ迫を回避するため、検査結果や治癒証明書・医師の意見書の提出はありませんが、本紙はインフルエンザに罹患した園児が登園を再開する際に、必要となる書類です。職員に手渡しにて提出してください。（印鑑を必ず押してください）

※ 家庭内でインフルエンザに罹患された方がいる場合は、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで保育園の送迎を控えていただきます。（要相談）

※ お子様の登園ですが、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日経過してから登園可能となります。インフルエンザは感染力が非常に強いので、乳幼児が感染されますと重症化されることが懸念されております。感染拡大へのご協力をお願いいたします。

インフルエンザにおける出席停止期間 (幼稚園・認定こども園・保育園等)

出席停止期間⇒発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで。

※発症した次の日を1日目として5日間は出席停止となる。

発症後3日目以降に解熱した場合には、解熱後3日を経過するまで出席停止となるため、5日を越えての出席停止となる。

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
発熱	→ 解熱	×	×	×	×	○	○	○	○
発熱	→ 解熱		×	×	×	○	○	○	○
発熱	→ 解熱			×	×	×	○	○	○
発熱	→ 解熱				×	×	×	○	○
発熱	→ 解熱					×	×	×	○

★ 1日のうちで発熱したり下がったりした場合は発熱期間とします。

★ 治癒証明書の提出は必要ありません